

土木工事における工期設定指針について

1 目的

改正品確法では、休日、準備期間、天候等を考慮した適正な工期の設定が働き方改革への対応の発注者の責務として位置づけられるとともに、改正建設業法では著しく短い工期の設定が禁止されたところである。

また、労働基準法の改正により、建設業でも令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用されることとなっている。

これを踏まえ、鹿児島県が策定した工期設定指針を準用し、土木工事での適切な工期設定に努めることで、発注者の責務を果たすとともに、建設業の働き方改革を促進することで地域の守り手である建設業の担い手確保にも寄与することを目的とする。

本指針における「適正な工期」とは、設計図書に規定する品質の工事目的物を、標準的な施工方法（コスト）によって施工する際に必要となる工期のことを指す。

2 対象工事

本指針は、建設局が発注する土木工事（単価契約工事、降灰除去工事を除く。）を対象とする。ただし、通年で行う年間管理等の維持的な工事や随意契約を適用する災害の応急復旧工事を除く。

3 適用

本指針は、令和4年4月1日以降執行伺い決裁分から適用する。

4 用語の定義

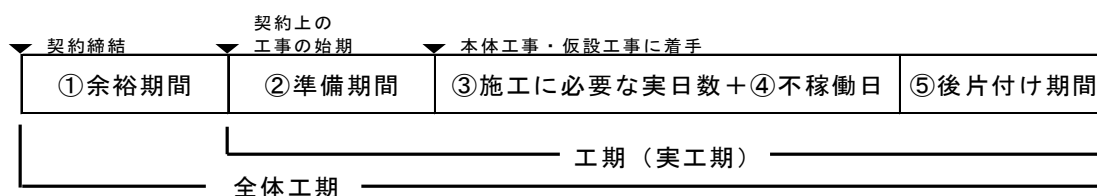
工期（または実工期）： 工事の始期日から終期日までの期間で、「準備期間」、「施工に必要な実日数」、「不稼働日」、「後片付け期間」の合計をいう。

施工に必要な実日数： 種別・細別毎の日当たり施工量と積算数量、施工の諸条件（施工パーティ数、施工時間など）により算出される実働日数のことをいう。標準工期においては、標準工期による採用日数から「準備期間」、「後片付け期間」及び、「不稼働日」を除いた期間がこれに相当する。

休日： 土日、祝日、年末年始休暇（6日）及び夏期休暇（3日）

天候等による作業不能日： 降雨日、暴風日等の作業不能日のほか、気象における地域の実情を含んだ作業不能日数をいう。

- 不稼働日：「休日」、「天候等による作業不能日」や現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）により必要な日数（以下、「その他の作業不能日」という。）をいう。
- 準備期間：契約上の工事の始期から本体工事（工事目的物を施工するための工事）や仮設工事（工事の施工及び完成に必要なとされる各種の仮工事）の着手までの期間をいう。
- 後片付け期間：工事の完成に際して、受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃等に要する期間をいう。
- 雨休率：休日と天候等による作業不能日の年間の発生率をいう。
- 余裕期間：契約の締結から工事の始期までの期間をいう。余裕期間内は、受注者は工事に着手してはならない一方で、主任技術者又は監理技術者等の専任が不要である。工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことが出来る。
- 全体工期：余裕期間と実工期を合わせた期間をいう。



5 工事発注準備段階における適正な工期設定

(1) 全体工期に含むべき日数・期間の設定

全体工期に含むべき日数・期間として、以下の日数・期間を適切に設定する。

① 余裕期間

余裕期間は、余裕期間設定契約制度の対象工事において、契約ごとに要領に基づき受注者の希望により設定することができる。

② 準備期間

準備期間は、下表に示す工種区分ごとの期間を最低限必要な日数とし設定するものとする。

下表に示す以外の工種については30日を最低限必要な日数とし、工事内容に合わせて設定することとする。

このほか、工事規模や地域の状況等に応じて加算して設定することができるものとする。

工種	準備期間	工種	準備期間
河川工事	40日	共同溝等工事	80日
河川・道路構造物工事	40日	トンネル工事	80日
海岸工事	40日	砂防・地すべり等工事	30日
道路改良工事	40日	道路維持工事 ^{※1}	50日
鋼橋架設工事	90日	河川維持工事 ^{※1}	30日
PC橋工事	70日	電線共同溝工事	90日
橋梁保全工事	60日	ダム工事 ^{※2}	90日
舗装工事（新設）	50日		
舗装工事（修繕）	60日		

※1 通年維持工事は除く

※2 ダム本体工事を含む工事に限る

③ 施工に必要な実日数

施工に必要な実日数は、毎年度設定される「作業日当たり標準作業量について」に示す歩掛の作業日当たり標準作業量から当該工事の数量を施工するのに必要な日数を算出するものとする。

その際、パーティ数は基本1パーティで設定することとするが、工事全体の施工の効率性や完成時期などの外的要因も考慮のうえ、パーティ数を変更して良いものとする。

なお、標準工期を採用する場合には、標準工期の採用日数から準備期間、後片付け期間、不稼働日を減算したものを施工に必要な実日数とする。

④ 不稼働日

不稼働日は、「休日」、「天候等による作業不能日」、「その他の作業不能日」の合計の日数を設定するものとする。

<雨休率の設定>

建設局では、「休日」と「天候等による作業不能日」を考慮した雨休率を設定するものとする。

ア 「休日」は、土日、祝日、年末年始休暇（6日）及び夏期休暇（3日）とする。ただし、社会的要請・自然的制約により施工を急ぐ必要がある工事についてはこの限りではない。

イ 「天候等による作業不能日」は、降雨降雪日数として1日の降雨・降雪量が10mm以上の日の年間発生日数のほか、暴風等の気象における地域の実情日として、1日の最大風速が15m/s以上の日及び、1日の最高気温が35度以上の日の年間発生日数を考慮している。

なお、雨休率の設定には、県内の气象台、測候所及び特別地域気象観測所等の代表的な気象観測点におけるH28～R2までの5年間の気象観測データの平均値を採用している。

「本土」におけるH28～R2の気象データから算出した雨休率：0.92

(H28～R2年平均) による雨休率

地域		本土	【参考】 離島
暦日数		365	
休日数	土日	104	
	祝日	16	
	長期休暇	9	
	計	129	
降雨・降雪日数 日降水10mm以上日数 (H28～R2年平均)		65.6	73.2
暴風日等 (気象における地域の実情日) (H28～R2年平均)		4.7	18.3
	日最大風速15m/s以上日数 (日)	1.6	18.1
	日最高気温35℃以上日数(日)	3.2	0.2
降雨・降雪等の日数 小計		70.4	91.4
降雨・降雪等の日数と休日のダブリ (降雨・降雪等日数×休日数/暦日数)		24.9	32.3
稼働可能日数		190.5	176.9
雨休率(%)		92%	106%

雨休率を見込んだ不稼働日数の算出方法 (例)

不稼働日 = 施工に必要な実日数 (100日) × 雨休率 (本土) 0.92 = 92日

ウ 「その他の作業不能日」は、工事ごとに次のことを考慮する。

(ア) 工事の性格の考慮

工事には、その工事特有の施工条件があるが、施工条件が工期に影響を及ぼす場合には、その条件を考慮した工期設定を行う必要があり、その条件に伴う日数を必要に応じて加算するものとする。

(イ) 地域の実情の考慮

工事を行う地域によっては、何らかの理由 (例：出水期、地域の祭りなど) により施工できない期間等がある場合は、それに伴う日数を必要に応じて加算するものとする。

(ウ) その他

上記(ア)、(イ)以外の事情がある場合は、適切に見込むものとする。

⑤ 後片付け期間

後片付け期間は、工種区分ごとに大きな差が見受けられないことから、20日 を最低限必要な日数として設定する。このほか、工事規模や地域の状況等に応じて加算して設定することができるものとする。

(2) 標準工期による工期設定

以下の標準工期対象工種の工事については、国土交通省大臣官房技術調査課が示している工種区分ごとの直接工事費と契約工期の相関分布に基づく標準工期試算式を用いた標準工期を設定することで、適切な工期設定や特記仕様書への条件明示の簡素化に努めることとし、別表の標準工期により工期を設定できるものとする。

標準工期対象工種： 河川工事、河川・道路構造物工事、海岸工事、
道路改良工事、鋼橋架設工事、PC橋工事、橋梁保全工事、
舗装工事（新設、修繕）、砂防・地すべり等工事、
公園工事、道路維持工事、河川維持工事、下水道工事(1)～(4)

標準工期対象工種においては、標準工期が設定された金額の範囲内において標準工期を用いた工期設定ができることとする。

設定された金額区分の上限を超える工事には、標準工期を適用できない。

標準工期は、施工に必要な実日数（実働日数）のほかに準備期間、後片付け期間、地域ごとの雨休率を考慮した不稼働日数を見込んだ実工期を設定している。

標準工期には、実工期日数と併せて、不稼働日数を明示する。

本指針に基づき、標準工期により工期設定した工事では、本指針及び標準工期を公表していることで、工事ごとの特記仕様書等での工期設定にかかる条件明示に代えるものとする。

ただし、標準工期に5(1)④ウの「その他の作業不能日」を考慮して加算をする場合や準備期間、後片付け期間に工事規模や地域の状況等に応じて不足する日数を加算して設定した場合には、工期設定に係る条件を特記仕様書に明示するものとする。

(3) 標準工期を適用できない工事の工期設定

標準工期を適用できない工事の工期設定は、5(1)を踏まえたうえで工期を積み上げるものとする。

標準工期を適用できない工事の工期設定でも、「休日」と「天候等による作業不能日」を考慮した雨休率を反映させて工期を設定することとする。この場合には、国土交通省が提供する「工期設定支援システム」も活用できることとする。

設定した工期については、妥当性を確認するものとする。

過去の同種・類似工事の工期と比べて、10%以上乖離している場合は特に注意し、必要に応じて工期を見直すこと。

ただし、土木工事は、現場の特性等により、工種や工事金額規模が同じであっても必要な工期が同じになるとは限らないことに注意すること。

なお、「工期設定支援システム」を活用して工期を設定した場合は、工期設定に係る条件を特記仕様書に明示するものとする。

6 施工段階

(1) 工事工程の共有

土木工事は、気象条件、地形条件、地域条件等の異なる現場で実施されるものであり、当初想定した工程が、予期し得なかった種々の要因により遅れが生じたり、中断が必要になることがある。

このうち、受注者の責によらない場合には、受発注者間で協議のうえ適切に必要な日数を延期する必要がある。

この協議を円滑に実施するためには、工事工程のクリティカルパスを受発注者間で共有し、工程に影響する事項が生じた場合には、その処理対応者や期限を明確にしておく必要がある。

共有する工事工程は、発注時の設計図書のほか発注者から示された事項も踏まえ、実際の施工を念頭に受注者が作成し、工事工程のクリティカルパスを明確に示すこととする。

施工当初（準備期間内）において把握できている事項については、工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限等（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者であらかじめ共有するよう努めるものとする。

<工事工程の共有方法>

工期全体にわたり受発注者間の工事工程の共有を円滑にすすめるため、共有には情報共有システム（ASP）を積極的に活用することとする。

情報共有システムを活用しない工事では、電子メールのCC機能を活用することにより、監督職員と現場代理人以外の関係者にも併せて送信を行う等の手段により受発注者間の工事工程共有の徹底を図ること。

工事工程の共有にあたっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）も含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう努めるものとする。

(2) 工期の変更

受注者は、工程に変更が生じる場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有するものとする。

工程の変更理由が、以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、受注者の発議により受発注者間で工期延期の協議を行うこととし、発注者は、設計変更ガイドラインを踏まえ、適切に工期の変更を検討するものとする。

なお、工期が翌年度に渡ることが見込まれるときには、発注者は遅滞なく繰越等の手続きを行うこととする。

工期延期の協議により延期する期間は、工事工程のクリティカルパスに直接影響を生じた期間を基本とするが、工期延期後の残工事の施工に必要な実日数と雨休率を見込んだ不稼働日の合計を下回らない日数を確保すること。

① 受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合

- ② 著しい悪天候により不稼働日が多く発生した場合
- ③ 工事の一部または全部を中止したことで、工事工程に影響が生じた場合
- ④ 資機材や労働需要がひっ迫したことにより、工事工程に影響が生じた場合
- ⑤ その他特別な事情により工事工程に影響が生じた場合

(3) 工期変更に伴う間接工事費の変更

受注者の責によらない理由により工期延期を協議する際には、併せて請負契約額の変更についても協議を行うこととする。

請負契約額の変更については、土木工事標準積算基準書（共通編）第10章「工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算」に基づき、適切に積算を行うこととする。

なお、個別の工事における請負契約額変更の判断については、設計変更ガイドラインを踏まえ、適切に行うこと。

ただし、工程に影響する事項が生じた場合においても、適切に工事工程の共有が行われていない場合や、その事項の処理対応者が受注者側にあり、理由が明確でないままに処理期限を延長している場合には、受注者の責めによらないことが確認出来ず、間接工事費の変更対象とならない場合があるので留意すること。

(4) 工事工程の電子納品

受注者が作成した工事工程は、施工計画書や変更施工計画書に含めて提出するものとは別に、設計変更時点及び、工事完成時点で実施工程表を工事打合簿により監督職員に提出することとする。

別表

標準工期(本土用)

工事費	河川工事		海岸工事		砂防・地すべり等 工事		河川・道路 構造物工事	
	標準工期	うち 不稼働日	標準工期	うち 不稼働日	標準工期	うち 不稼働日	標準工期	うち 不稼働日
500万円以内	155	46	95	17	130	38	105	22
800万円 //	170	53	110	24	145	46	125	31
1,000万円 //	175	55	115	26	150	48	135	36
1,500万円 //	185	60	135	36	165	55	150	43
2,000万円 //	195	65	145	41	180	62	170	53
2,500万円 //	205	69	155	46	190	67	185	60
3,000万円 //	210	72	165	50	195	69	195	65
4,000万円 //	225	79	185	60	210	77	215	74
5,000万円 //	235	84	195	65	225	84	235	84
6,000万円 //	240	86	210	72	235	89	250	91
7,000万円 //	250	91	220	77	245	93	265	98
8,000万円 //	255	93	230	81	250	96	275	103
10,000万円 //	265	98	245	89	265	103	300	115
12,000万円 //	275	103	260	96	285	113	315	122
15,000万円 //	285	108	280	105	310	125	340	134
20,000万円 //	300	115	305	117	345	141	380	153
含まれる準備期間	40		40		30		40	
含まれる後片付け期間	20		20		20		20	

工事費	道路改良工事		鋼橋架設工事		PC橋工事		橋梁保全工事	
	標準工期	うち 不稼働日	標準工期	うち 不稼働日	標準工期	うち 不稼働日	標準工期	うち 不稼働日
500万円以内	125	31	—		—		95	7
800万円 //	140	38	—		—		115	17
1,000万円 //	150	43	—		—		125	22
1,500万円 //	170	53	—		—		145	31
2,000万円 //	185	60	270	77	130	19	160	38
2,500万円 //	195	65	285	84	145	26	175	46
3,000万円 //	205	69	300	91	155	31	190	53
4,000万円 //	225	79	320	101	175	41	210	62
5,000万円 //	240	86	335	108	190	48	230	72
6,000万円 //	250	91	350	115	205	55	250	81
7,000万円 //	260	96	360	120	220	62	265	89
8,000万円 //	270	101	370	125	230	67	280	96
10,000万円 //	290	110	390	134	250	77	300	105
12,000万円 //	305	117	410	144	270	86	—	
15,000万円 //	325	127	430	153	295	98	—	
20,000万円 //	355	141	455	165	330	115	—	
含まれる準備期間	40		90		70		60	
含まれる後片付け期間	20		20		20		20	

標準工期(本土用)

工事費	舗装工事(新設)		舗装工事(修繕)		公園工事	
	標準工期	うち 不稼働日	標準工期	うち 不稼働日	標準工期	うち 不稼働日
50万円以内	—		—		125	36
100万円 //	—		—		135	41
200万円 //	—		—		150	48
300万円 //	—		—		160	53
500万円 //	140	34	135	26	170	58
800万円 //	150	38	150	34	185	65
1,000万円 //	155	41	155	36	190	67
1,500万円 //	170	48	170	43	200	72
2,000万円 //	180	53	180	48	210	77
2,500万円 //	190	58	185	50	220	81
3,000万円 //	195	60	195	55	225	84
4,000万円 //	205	65	205	60	230	86
5,000万円 //	215	69	215	65	240	91
6,000万円 //	—		—		250	96
7,000万円 //	—		—		255	98
8,000万円 //	—		—		260	101
10,000万円 //	—		—		270	105
含まれる準備期間	50		60		30	
含まれる後片付け期間	20		20		20	

工事費	河川維持工事		道路維持工事	
	標準工期	うち 不稼働日	標準工期	うち 不稼働日
50万円以内	125	36	110	19
100万円 //	140	43	125	26
200万円 //	160	53	140	34
300万円 //	175	60	155	41
500万円 //	190	67	170	48
800万円 //	205	74	185	55
1,000万円 //	215	79	195	60
1,500万円 //	230	86	215	69
2,000万円 //	245	93	225	74
2,500万円 //	255	98	235	79
3,000万円 //	260	101	245	84
4,000万円 //	275	108	260	91
5,000万円 //	285	113	275	98
含まれる準備期間	30		50	
含まれる後片付け期間	20		20	

標準工期(本土用)

工事費	下水道(1)工事		下水道(2)工事		下水道(3)工事		下水道(4)工事	
	標準工期	うち 不稼働日	標準工期	うち 不稼働日	標準工期	うち 不稼働日	標準工期	うち 不稼働日
200 万円以内	70	10	95	22	95	22	65	7
300 万円 //	85	17	110	29	110	29	75	12
500 万円 //	105	26	130	38	130	38	95	22
800 万円 //	125	36	150	48	155	50	110	29
1,000 万円 //	135	41	160	53	165	55	120	34
1,500 万円 //	160	53	180	62	195	69	135	41
2,000 万円 //	185	65	195	69	215	79	150	48
2,500 万円 //	195	69	210	77	230	86	165	55
3,000 万円 //	210	77	220	81	245	93	175	60
4,000 万円 //	235	89	240	91	270	105	195	69
5,000 万円 //	260	101	260	101	290	115	210	77
6,000 万円 //	275	108	275	108	310	125	220	81
7,000 万円 //	295	117	290	115	325	132	235	89
8,000 万円 //	310	125	300	120	340	139	245	93
10,000 万円 //	335	137	320	129	365	151	265	103
含まれる準備期間	30		30		30		30	
含まれる後片付け期間	20		20		20		20	